



宮 崎 県 公 報

令和6年4月1日(月曜日) 第496号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(人事課) 1

○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……(障がい福祉課) 1

告 示

○救急診療所の認定……(医療政策課) 10

○指定居宅サービス事業者の指定……(長寿介護課) 10

○指定介護予防サービス事業者の指定……(") 10

○指定居宅サービス事業の廃止……(") 10

○指定介護予防サービス事業の廃止……(長寿介護課) 11
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退……(") 11
○道路の区域の変更(2件)……(道路保全課) 11
○道路の供用の開始……(") 12
○港湾施設の概要の公示(5件)……(港湾課) 12

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……(商工政策課) 15

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……(") 15

○宮崎県資源管理方針の公表……(漁業管理課) 15

○河川整備計画の変更……(河川課) 15

○都市計画の変更図書の写しの縦覧(3件)……(都市計画課) 15

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第27号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年宮崎県規則第52号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u>	(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、 <u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第28号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年宮崎県規則第29号の2)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指定医の標示)	(指定医の標示)

第 5 条 法第15条第 1 項の規定により知事の指定を受けた医師は、標示（別記様式第 3 号）を病院、診療所等の見やすい場所に提示しなければならない。
（指定医の診断書等）

第 6 条 法第15条第 1 項の診断書及び同条第 3 項の意見書は、身体障害者診断書・意見書（別記様式第 4 号）によるものとする。

第 5 条 法第15条第 1 項の規定により知事の指定を受けた医師は、その旨を見やすい方法により掲示するものとする。

（身体障害者手帳の申請等）

第 6 条 法第15条第 1 項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、身体障害者手帳交付申請書（別記様式第 3 号）によるものとする。

2 法第15条第 1 項の診断書及び同条第 3 項の意見書は、身体障害者診断書・意見書（別記様式第 4 号）によるものとする。

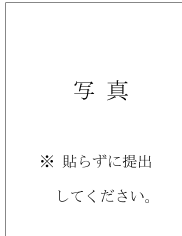
別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

身 体 障 害 者 手 帳 交 付 申 請 書

年 月 日



写 真

4cm

※ 貼らずに提出
してください。

3cm

申請者

フリガナ											
氏 名											
	生年 月日	年 月 日									
居 住 地											
個人番号											
本人(15歳未満の児童)との続柄											電話番号

15歳未満の児童

フリガナ											
氏 名											
	生年 月日	年 月 日									
居 住 地	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ										
個人番号											

宮 崎 県 知 事 殿

私は、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要はありません。
- 2 写真は、脱帽して上半身を写したもの（申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）としてください。
また、身体障害者手帳の交付の申請の時から1年以内に撮ったものとしてください。ただし、特別の事情があるときであって、その写真によって本人を認識する上で支障がないときは、この限りではありません。

別記様式第 4 号中

氏名	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 () 歳	男 女	を
----	----------------------	--------------	-----	---

氏名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生 (歳)	男・女	に、
----	----------------	-------------	-----	----

② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他 ()	を
--------------------	--------------------------------------------	---

② 原因となった 疾病・外傷名	疾病、先天性、交通、労災、その他の事故、 自然災害、戦傷、戦災、その他 ()	に、
--------------------	--------------------------------------------	----

⑤ 総合所見	[将来再認定 要 (障害程度に変化が生じることが予想される場合のみ) ・不要] [再認定の時期 年 月]	を
--------	---------------------------------------------------------	---

⑤ 総合所見	[将来再認定] <input type="checkbox"/> 軽快・改善による再認定を要する (再認定の時期) 年 月 <input type="checkbox"/> 再認定は不要	に、
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊤	を
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない	
(注) 1 「①障害名」欄には、現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」欄には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾病名等を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、宮崎県社会福祉審議会から改めて当該診断書の内容についてお問い合わせする場合があります。	

上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称	市町村使用欄 15条指定医 の確認
------------------------------------------------	-------------------------

所 在 地 15条指定医 診療担 当科名 科 医師氏名 ④ 電話 () -													
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <input type="checkbox"/> 該当する () 級相当 <input type="checkbox"/> 該当しない													
担当者 記入欄 <small>※記入しないで ください。</small>	身体障害程度等級表による根拠 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">障害部位</th> <th style="width: 15%;">等級</th> <th style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> </tbody> </table>	障害部位	等級	項 目	指数					合 計			
障害部位	等級	項 目	指数										
合 計													
注意 1 「①障害名」欄には、現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」欄には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾病名等を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、宮崎県身体障害者相談センター (Tel - -) から改めて当該診断書の内容についてお問い合わせする場合があります。													

「

2 視 野
 ゴールドマン型視野計
 (1) 周辺視野の評価 (I / 4)
 ① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計		を
右										度 (≤80)	
左										度 (≤80)	

② 両眼による視野が2分の1以上の欠損 (はい・いいえ)

」

「

2 視 野
 ゴールドマン型視野計
 (1) 周辺視野の評価 (I / 4)
 ① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計		に、
右										度 (≤80)	
左										度 (≤80)	

② 両眼による視野が2分の1以上の欠損 (はい・いいえ)

」

「(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利なものに適用する。」を

「(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。」に、

「シ その他の心電図所見
 ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日記載) を

「シ その他の心電図所見
 []
 ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日記載)
 ※ 植込型除細動器の作動があった場合も記載してください。
 [] に、

(植込型除細動器最終作動日 年 月 日)

「ア ペースメーカー (有・無) 」
イ 人工弁移植、弁置換 (有・無) 」 を

「ア ペースメーカー (有・無) (手術日 年 月 日) 」
イ 人工弁移植、弁置換 (有・無) (手術日 年 月 日) 」に、

「7 身体活動能力 (運動強度) (メッツ) 」
8 冠動脈造影所見 (年 月 日) を
9 心エコーその他の検査所見 (年 月 日) 」

「7 身体活動能力 (運動強度) (メッツ) 」
※ペースメーカー植込後は必ず記入してください。
8 冠動脈造影所見 (検査日 年 月 日)]
9 心エコーその他の検査所見 (検査日 年 月 日)] に、

「5 動脈血ガス (年 月 日:可能な限りルームエアー下で測定すること。) (該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること)

ア 検査の時の酸素投与の状況 [有 (l/分) ・無]
イ アで有の場合、動脈血採血までの酸素投与を中止した時間 (分)
ウ O₂分圧 Torr
エ CO₂分圧 Torr を
オ pH
カ 採血より分析までに時間を要した場合 (時間 分)
キ 耳朶血を用いた場合: []

6 在宅酸素療法の有無 [有 (l/分) ・無]
※ 有の場合 (常時・労作時)

7 その他の臨床所見 」

「5 動脈血ガス (年 月 日:可能な限りルームエアー下で測定すること。) (該当する項目が有の場合は、それを裏付ける所見を右の〔 〕内に記入すること。)

ア 検査の時の酸素投与の状況 [有 (l/分) ・無]
イ O₂分圧 Torr
ウ CO₂分圧 Torr
エ pH
オ 採血より分析までに時間を要した場合 (時間 分)
カ 耳朶血を用いた場合: []

6 在宅酸素療法の有無 [有・無]
※ 有の場合: 常時 (l/分) に、
労作時 (l/分)

7 SpO₂ (年 月 日)
安静時 (%) [酸素投与 有 (l/分) ・無]
労作時 (%) [酸素投与 有 (l/分) ・無]

8 その他の臨床所見]

「 □ 腸管のストマ

(1) 種類・術式

- 空腸・回腸ストマ
- ① 種類 上行・横行結腸ストマ
- 下行・S状結腸ストマ
- その他 []

を

「 □ 腸管のストマ

(1) 種類・術式

- 空腸ストマ 回腸ストマ
- ① 種類 上行結腸ストマ 横行結腸ストマ
- 下行結腸ストマ S状結腸ストマ
- その他 []

に、

② 術式： [_____]

③ 手術日： [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

② 術式： [_____]

③ 手術日： [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

「 (3) ストマ造設の状態

- 永久的ストマ
- ストマ閉鎖の見込み有り

「 (3) ストマの造設の状態

- 永久的ストマ
- ストマ閉鎖の見込み有

を

(理由)

[_____]

に改める。

閉鎖を予定している (_____ 年 _____ 月頃)

今後の経過により閉鎖の可否を判断する

(_____ 年 _____ 月頃)

別記様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号 (第8条関係)

身 体 障 害 者 手 帳 再 交 付 申 請 書

写 真 ※ 貼らずに提出 してください。	4cm
3cm	

年 月 日

申請者

フリガナ												生年月日	年 月 日		
氏 名															
居 住 地															
個人番号															
本人(15歳未満の児童)との続柄												電話番号			

15歳未満の児童

フリガナ												生年月日	年 月 日		
氏 名															
居 住 地	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ														
個人番号															

宮 崎 県 知 事 殿

先下記身体障害者手帳の交付を受けましたが、以下の理由により再交付を申請します。

(いずれかの口にレを付けてください。)

- 別障害が発生したため
- 障害程度が変化したため
- 再認定の時期がきたため
- 紛失・破損したため
- 年 月 日 のため 障害の手帳を返還し、残りの障害について手帳の交付を受けるため

記

- 1 手帳番号 第 号
- 2 交付年月日 年 月 日
再交付年月日 年 月 日
- 3 等 級 種 級
- 4 障害名

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要はありません。
- 2 写真は、脱帽して上半身を写したもの(申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)としてください。
また、身体障害者手帳の交付の申請の時から1年以内に撮ったものとしてください。ただし、特別の事情があるときであって、その写真によって本人を認識する上で支障がないときは、この限りではありません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 186号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険諸塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字家代3063番地

2 救急診療所の認定の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第 187号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570303026	訪問介護つなぐ本舗	宮崎県延岡市三須町1143番地	つなぐ本舗株式会社	宮崎県延岡市三須町1143番地	令和6年2月1日	訪問介護
4570204836	NCS	宮崎県都城市梅北町9438番地	株式会社ジョイントライフ	宮崎県都城市梅北町9438番地	令和6年2月10日	訪問看護

宮崎県告示第 188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570204836	NCS	宮崎県都城市梅北町9438番地	株式会社ジョイントライフ	宮崎県都城市梅北町9438番地	令和6年2月10日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560690077	かかりつけ訪問看護ステーションふた葉	宮崎県日向市江良町4丁目81番地柏田テナント1階北側号室	株式会社ゆう	宮崎県日向市財光寺中ノ原1158番地7	令和6年2月29日	訪問看護
4570201006	企業組合居宅サービスなごみ	宮崎県都城市早鈴町3214番地	企業組合居宅サービスなごみ	宮崎県都城市早鈴町3214番地	令和6年2月29日	訪問介護
4570900367	訪問介護ステーションえいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	株式会社えいわ	宮崎県えびの市浦365番地83	令和6年2月29日	訪問介護
4510510029	医療法人相愛会桑原記念病院	宮崎県小林市細野167	医療法人相愛会	宮崎県小林市細野167番地	令和6年2月29日	短期入所療養介護

宮崎県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560690077	かかりつけ訪問看護ステーションふた葉	宮崎県日向市江良町4丁目81番地柏田テナント1階北側号室	株式会社ゆう	宮崎県日向市財光寺中ノ原1158番地7	令和6年2月29日	介護予防訪問看護
4510510029	医療法人相愛会桑原記念病院	宮崎県小林市細野167	医療法人相愛会	宮崎県小林市細野167番地	令和6年2月29日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第191号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護療養型医療施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4510510029	医療法人相愛会桑原記念病院	宮崎県小林市細野167	医療法人相愛会	宮崎県小林市細野167番地	令和6年2月29日	介護療養型医療施設

宮崎県告示第192号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 6 年 4 月 1 日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 大窪字井手 尾3374番 4 地先から同 市同大字字 苗代平2684 番 1 地先ま で	旧	4.6～ 16.5	740.0
					8.2～ 47.4	736.6
				新	8.2～ 47.4	736.6

宮崎県告示第 193号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 6 年 4 月 1 日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 大窪字井手 尾3374番 4 地先から同 市同大字字 牧之原3167 番 1 地先ま で	旧	4.6～ 64.3	1,141 .3
				新	8.2～ 64.3	401.1

宮崎県告示第 194号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 6 年 4 月 1 日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 酒谷字榎ヶ	令和 6 年 4 月 1 日

			久保乙1906 番 1 地先から 同市同大 字字松ヶ迫 乙2879番 3 地先まで	
--	--	--	----------------------------------------------------------	--

宮崎県告示第 195号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
延岡新 港	外郭 施設	防砂 堤	延岡市新浜町 2 丁目 地先 (B-2-1-1)	延長 13.5メー トル	天端高 4.2メ ートル
細島港 (商業 港地区)	港湾 環境 整備 施設	その 他の 港湾 の環 境の 整備 のた めの 施設 (公 衆便 所)	日向市大字細島字八 坂町 769-4 の一部 (L-7-2)	総床面積 59.05平 方メート ル	
美々津 港	航行 補助 施設	航路 標識	日向市美々津町美々 津海岸地先 (E-1-5)	5 基	灯色 黄色

宮崎県告示第 196号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (直海地区)	荷さばき施設	荷さばき地	延岡市北浦町市振37 90番24地先 (F-4-1)	面積 266平方 メートル	アスフ ォルト 舗装
			同上 (F-4-2)	面積 608平方 メートル	アスフ ォルト 舗装
	保管施設	野積場	同上 (H-2-2)	面積 892平方 メートル	アスフ ォルト 舗装

宮崎県告示第 197号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成30年宮崎県告示第 807号)は、廃止する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
宮崎港	水域施設	航路	宮崎市高洲町地先 (A-1-1)	延長 1,150.0 メートル	水深 3.5メ ートル 幅員 80.0メ ートル から1 20.0メ ートル
			宮崎市阿波岐原町前 浜地先 (A-1-3)	延長 2,469.0 メートル	水深 9.0メ ートル (拡幅 部: 8 .0メ ートル (暫定) 幅員 300.0 メー トル

泊地	位置 (図面対象番号)	面積	水深
宮崎市港2丁目12番 地先及び宮崎市港2 丁目20番地先 (A-2-1-2)	97,763平 方メー トル	7.5メ ートル	
宮崎市港1丁目12番 地先及び宮崎市港1 丁目13番地先 (A-2-2)	41,850平 方メー トル	3.5メ ートル	
宮崎市港1丁目7番 地先及び宮崎市港1 丁目9番地先 (A-2-3)	5,600平 方メー トル	2.0メ ートル	
宮崎市港1丁目18番 地先及び宮崎市港2 丁目1番地先 (A-2-4)	5,880平 方メー トル	1.0メ ートル	
宮崎市港東1丁目5 番地先及び宮崎市港 東1丁目6番地先 (A-2-6)	105,570 平方メ ートル	4.5メ ートル	
宮崎市港1丁目18番 地先 (A-2-7)	28,220平 方メー トル	4.5メ ートル	
宮崎市港東1丁目2 番地先 (A-2-8)	5,963平 方メー トル	4.0メ ートル	
同上 (A-2-9)	4,326平 方メー トル	3.5メ ートル	
宮崎市港東3丁目1 番地先 (A-2-10)	114,700 平方メ ートル	5.5メ ートル	

宮崎県告示第 198号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第

12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（令和3年宮崎県告示第28号）は、廃止する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

港名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数量	能力
古江港 （直海地区）	外郭施設	護岸	延岡市北浦町市振3790番24地先（B-5-15）	延長 145.0メートル	天端高 4.0メートル
			同上（B-5-16）	延長 10.0メートル	天端高 4.0メートル
	係留施設	物揚場	同上（C-6-7）	延長 135.0メートル	水深 3.0メートル
	臨港交通施設	臨港道路	同上（D-1-6）	延長 146.2メートル	幅員 7.0メートル
	保管施設	野積場	同上（H-2-1）	面積 679平方メートル	アスファルト舗装

宮崎県告示第 199号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（令和5年宮崎県告示第27号）は、廃止する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

港名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数量	能力
古江港 （古江地区）	臨港交通施設	駐車場	延岡市北浦町古江字鶴山2931番31（D-4-1）	面積 2,773平方メートル	アスファルト舗装
			同上	面積	アスフ

			(D-4-2)	2,465平方メートル	アルト舗装
	港湾環境整備施設	緑地	同上（L-2-2）	面積 65,972平方メートル	
細島港	係留施設	係船くい	日向市船揚町1-4地先（C-3-5）	延長 29.3メートル	水深 7.0メートル
平岩港	荷さばき施設	荷さばき地	日向市大字平岩字上舟人21-13（F-4-1）	面積 980.01平方メートル	アスファルト舗装
			日向市大字平岩字上舟人21-14（F-4-2）	面積 710.34平方メートル	コンクリート舗装
宮崎港	外郭施設	防砂堤	宮崎市阿波岐原町前浜4277番1地先（B-2-6）	延長 100メートル	天端高 6.6メートル
	港湾環境整備施設	緑地	宮崎市新別府町前浜1400番14及び宮崎市新別府町前浜1400番10地先（L-2-16）	面積 17,912.1平方メートル	
福島港	係留施設	係船浮標	串間市大字南方字洲崎2538番地26地先（C-2-1-1）	1基	水深 2.0メートル
			同上（C-2-1-2）	1基	水深 2.0メートル
			同上（C-2-1-3）	1基	水深 2.0メートル
			同上（C-2-1-4）	1基	水深 2.0メートル
			同上（C-2-1-5）	1基	水深 2.0メートル
			同上	1基	水深

		(C-2-1-6)		2.0メ ートル	
		同上 (C-2-1-8)	1基	水深 2.0メ ートル	
		同上 (C-2-1-9)	1基	水深 2.0メ ートル	
		同上 (C-2-1-10)	1基	水深 2.0メ ートル	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス志和池店
都城市上水流町2325番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和5年11月29日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和6年4月1日から令和6年5月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル都城都北店
都城市都北町 717-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地の変更
令和5年12月22日
- 3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年4月1日から令和6年5月1日まで

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和6年4月1日付けで別冊のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により定めた耳川水系河川整備計画を変更した。

なお、変更後の計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
 - (2) 名称
3・4・12号東十文字通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
 - (2) 名称
3・5・21号光ヶ丘梅野通線
- 3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
 - (2) 名称
3・5・38号正手松之木田線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所